

## 桜町クロス 利用規程

### 一 事業の目的及び運営の方針

放課後児童に対し、未来に夢をもち心身ともに健やかな成長が遂げられるよう育成支援することを目的とする。

### 二 職員の職種、員数及び職務の内容

代表者1名、支援員1名、補助員数名。

### 三 支援の内容

- (1) 利用者の健康管理、安全確保及び情緒の安定に資する活動
- (2) 勉学と遊びの活動への意欲及び態度の形成に資する活動
- (3) 勉学と遊びを通じての自主性、社会性及び創造性の向上に資する活動
- (4) 保護者への勉学と遊びの活動状況の把握及び家庭への連絡

### 四 入会の基準

この事業所へ入会できる基準は、原則として桜町聖母幼稚園の卒園児で、小学校の児童を対象とする。また、原則ご両親とも、お仕事をされていることとする。

### 五 入会

入会は、前条の要件を満たした家庭の保護者の利用開始申請に基づき、当クラブが審査の上決定する。

### 六 休会

利用者は、当該利用者の保護者の申し出に基づき、運営委員会が特別の事情を認めた場合に限り利用を中断することができる。

### 七 退会

利用者である会員が次の事項のいずれかに該当した場合は、当クラブは、当該利用者の保護者と協議の上退会させることができる。

- (1) 保護者から退会の申し出があった場合
- (2) 四の入会基準に規定する入会基準を満たさなくなった場合
- (3) 当クラブの職員の指導に従わず、当クラブの正常な運営に支障をきたす言動又は行動を繰り返すことにより、他の児童の人権を侵害し、又は危害を加える危険性があると当クラブで認めた場合
- (4) 会費を2か月以上滞納した場合と、1年間利用されなかった場合
- (5) その他当クラブが利用者として不相当と認めた場合

### 八 開所している日及び時間

#### (1) 開所日

- ・基本として月曜日から金曜日までとする。
- ・学校長期休業中は基本開所。
- ・日曜日、祝祭日、年末年始は閉所。GWとお盆等の閉所は前月までに決定する。
- ・急遽閉所する場合は事前にお知らせする。

#### (2) 開所時間

- ・月曜日から金曜日まで、8時から19時  
8時から13時までは、学校長期休業期間、振替による代休日、保護者の要望があった場合に開所
- ・土曜日は、8時30分から19時開所（延長時間として19時から20時）

### 九 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき児童一人当たりの金額

- ・**入会金は4000円。**
- ・利用料金は15,000円/月。
- ・学校長期休業期間の平日午前利用(8時から12時まで)は、**500円/日**。
- ・学校長期休業期間のみの利用に関しては、日数に応じてその都度定める。
- ・料金は月単位で利用した場合に発生する。(月途中からの利用も含む)
- ・利用を終了する場合は、月途中であっても、1か月分を支払うこと。
- ・利用を終了する場合、決められた用紙に記載し、利用を終了する一ヶ月前に、利用者の保護者が、代表者に利用終了申請のこと。
- ・学校長期休業期間中以外で振替休日となった平日の午前中(8時から12時まで)は、**500円/日**。
- ・来所は、徒歩または保護者の責任の下でお願いする。
- ・降所は、原則保護者が迎える。
- ・学校長期休業期間中と午前利用の場合は、保護者が送迎する。
- ・学校休業期間に昼食を、提供する。
- ・おやつ代として2000円/月を、別途支払うこと。
- ・共済保険は全員加入とし、別途支払うこと。(約2000円/年)  
長期休業期間のみご利用の場合、200円/月を支払う。
- ・長期にお休み、あるいは児童クラブ退会の場合は、前月の20日までに知らせること。
- ・一年間お休みした場合は、自動的に児童クラブ退会とする。

十 利用対象者と利用定員

桜町聖母幼稚園の卒園児の小学生を優先とし、5名

十一 事業の実施場所

- ・香川県高松市桜町1-8-9、四国カトリック会館3階
- ・桜町聖母幼稚園の園庭も利用できるが、利用時間は幼稚園児と重ならない時間帯に限る。

十二 事業の利用に当たっての留意事項

保護者の要望をできるだけ反映し、育成支援するが、子ども達の自主性を重んじ、子どもを第一に考え、育成支援する。

十三 緊急時等における対応方法

- ・利用者に対する支援の提供中に利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。
- ・引き取りが困難な状況の時は、一時的に預かり、保護する。
- ・利用者に対する支援の提供中により事故が発生した場合は、高松市及び被害を受けた利用者の保護者に速やかに連絡を行うとともに、応急処置等必要な措置を講じる。
- ・利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償するものとする。
- ・事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための措置を講じる。

十四 非常災害対策

消火用具その他の非常災害発生時に必要な機器等の設置及び点検を行うとともに、非常災害に対応するためのマニュアルを作成し、これに基づく訓練を定期的実施する。

十五 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・虐待防止に関する責任者は代表者とする。
- ・虐待の兆候が見受けられた場合、積極的に状況を把握し、職員間で状況を共有、虐待防止に全員で務める。

十六 個人情報の保護

- ・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を順守し、その業務上知り得た個人情報を適正に取り扱う。
- ・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ・職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報その他の秘密を漏らすことがないよう、雇用期間終了後においてもこれらの秘密を保持する旨を職員の雇用契約の内容に定める。

十七 その他事業の運営に関する重要事項

子どもを第一に考え、事業を行うものとする。

2026年 3月 規程